

胸部検診車 X 線撮影装置更新一式の 仕様書

令和 8 年 9 月
佐賀県

1 概要

本装置は、検診車に搭載し、X線装置、高電圧発生器、X線制御機、デジタル撮影装置等と組み合わせ、集団検診の胸部X線検査で使用する。

また、既に佐賀県が所有している胸部検診車に搭載された装置との載せ替えを目的として製作し、装置本体、付属品、搬入、設置、配線、調整、試験、操作説明、既存装置の撤去・処分、諸手続及び本仕様書に定める業務の履行に必要な一切の費用を仕様範囲に含むものとする。

2 装置構成

- (1) インバータ式X線装置とする。
- (2) X線管装置、高電圧発生器、X線制御機、デジタル撮影機器、その他胸部撮影に必要な付属品からなるものとする。
- (3) X線装置は、2極管で焦点は1. 2 mm以下とする。

3 装置仕様

(1) 定格

- | | |
|-----------|--|
| ① 最高管電圧 | 1 5 0 K V以上 |
| ② 撮影定格 | 1 5 0 K V 1 2 0 m A以上
9 0 K V 2 0 0 m A以上 |
| ③ 管電圧調整 | 5 0 ～ 1 5 0 k V以内
(1 K Vまたは2 K Vステップで設定可能なこと) |
| ④ mAs調整 | 0. 5 ～ 3 2 m A s (設定調整可能なこと) |
| ⑤ フォトタイマー | フォトタイマー装置が付属していること。 |
| ⑥ 電源 | 単相交流 6 0 H z 1 0 0 Vで使用可能なこと。 |

(2) 機材

- ① X線管
 - 焦点が1. 2 mm以下であること。
 - 多重絞りは、左右連動、上下単独駆動式であること。
 - 陽極熱容量は、2 0 0 K H U以上であること。
- ② 高電圧発生器
 - 主としてフィラメント加熱回路や整流器が装備されていること。
- ③ X線制御装置(X線操作部)
 - 電源スイッチが装備されていること。
 - 管電圧・m A s 表示器(デジタル表示) が装備されていること。
 - 撮影スイッチ(ハンドスイッチ) が装備されていること。
 - X線使用中表示灯が装備されていること。
 - 撮影モニター(撮影後瞬時に確認可能なこと) が装備されていること。
 - 面積線量計を用いた線量表示が可能であること。
- ④ デジタル撮影機器
 - じん肺検診及びアスベスト検診にも適応していること。
 - 検出器は、蛍光体を用いた間接方式の平面検出器型装置 (F P D) システ

- ムと同等とすること。
- 画素サイズは、 $160\mu\text{m}$ 以下であること。
- 撮影サイズに関わらず240枚/時 程度の処理が可能なこと。
- 画像処理にて、自動濃度補正機能・諧調・周波数・マルチ周波数処理が可能で高画質であること。
- 撮影可能サイズは、最大17×17インチ同等サイズまで対応可能であること。
- 画像表示が約3秒で確認でき、スムーズな撮影が可能であること。
- 自動露出用受光部が装備されていること。
- 撮影した画像が制御コンソールのPCハードディスクに蓄えられ、データがUSBに収納可能で、（公財）佐賀県健康づくり財団（以下「健康づくり財団」という。）で稼働している画像保管管理システムと連動すること。
- MWMシステムの機能を有すること。
- 車載対応構造であること。

4 読影システム

- （1）健康づくり財団で稼働している読影システムと同等以上の機能・性能を有すること。
- （2）健康づくり財団の健診システムと連動すること。
- （3）DICOM規格に適合すること。
- （4）物品構成は次のとおりとすること。
 - ① 医用画像観察装置（ビューア）一式
 - ※ 液晶モニター20インチ以上（2台1組）
 - ※ 解像度2048×1536ピクセル以上の高照度高精細タイプ
 - ② 読影システム用デスクトップ型パソコン
 - ※ 必要十分な性能を有するもの

5 電源設備

- （1）発動発電機は、6.5KVA以上、200V、60HZのディーゼルエンジンとすること。
- （2）床下に取り付け、室外に点検搬入扉を設けること。
- （3）バッテリーは12V、130AH以上とすること。
- （4）点検や整備しやすい構造とすること。
- （5）燃料は、走行用エンジンとすること。
- （6）庫内は、振動に十分配慮するため、吸音ウレタン張りとすること。
- （7）操作スイッチ等は、分電盤に取り付け、時間計（パイロットランプ付き）を指定の位置に取り付けること。また、猛暑や真夏日等に検診で使用してもオーバーヒートしないような対策を十分に施すこと。

6 電装品

- （1）照明
 - 既存の室内蛍光灯を撤去し、LED灯を新規取り付けすること。
- （2）充電器
 - 既存の24V/12V切替式充電器を撤去し、新規の24V/12V充電器を取

り付けること。

7 内装品

(1) カーテン

既存のカーテンを撤去し、新規のカーテンを取り付けること。

(2) 座席

既存の座席表皮を撤去し、新調した座席表皮を取り付けること。

8 付属品

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 管理区域表示・注意事項標識（施設長） | 1 式 |
| (2) 撮影者・受診者心得 | 1 式 |
| (3) 受付用机 | 1 個 |
| (4) 受付用椅子 | 2 個 |
| (5) ナンバーリング | 1 個 |
| (6) コードリール | 1 個 |
| (7) ドライブレコーダー | 1 式 |

9 搭載品

- | | |
|---|-----|
| (1) 昇降用踏み台 | 1 式 |
| (2) 撮影用踏み台 | 1 式 |
| (3) 検診車内清掃用掃除機 | 1 台 |
| (4) 「肺がん検診」と「胸部 X 線検査」マグネット表示板(縦書き、横書き) | 1 式 |
| (5) ブースターケーブル | 1 式 |

10 検査及び保証

- (1) 検査に必要な試験成績書、設定値一覧、取扱説明書、保証書、完成写真その他発注者が必要と認める書類を提出すること。
- (2) 保証期間は、検査合格の日から 1 年間以上とし、保証期間内に発生した故障又は不具合については、速やかに修理又は交換を行うこと。